

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年5月19日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、令和8年度に更新を予定している気象庁情報システム基盤（以下、「システム基盤」という）及びその搭載システム（以下、「搭載システム」という。）とスーパーコンピュータシステム（以下、「本システム」という。）を接続し、システム基盤及び搭載システムの更新後も引き続き本システムで作成されたプロダクトの提供を可能とするため本システムのネットワーク設定変更を行うものとなる。そのため、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 スーパーコンピュータシステムの設定変更
- (2) 業務内容 「3.業務目的」に示す通信を行うために必要な本システム設定変更
- (3) 履行期限 令和9年2月26日（金）

3 業務目的

本システムと令和8年度に更新を予定しているシステム基盤及び搭載システムとの間の通信を可能にすることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本システムが、数値予報及び各種予報等の重要資料の作成及び、部内外の各機関への提供を行っている、当庁の防災業務の重要システムであることを理解し、これら業務に支障を与えないように作業を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本業務は、現在運用を行っている本システムに対し設定変更を行うものであることから、本システムの性能・機能仕様を理解し、これらの動作確認に必要な技術及び設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

①当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

また、貸与された資料は本業務終了後、直ちに返却しなければならない。

②当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

設定変更後、保証期間内に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

コンピューターネットワークシステムの設計・運用・保守の実績があること。

(7) その他必要と認められる要件

本件の設定変更に伴い必要となる設定変更作業をできる権利を有すること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 武本 幸子

電話 03-6758-3900 (内線 2520)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年5月19日(火)から令和8年6月8日(月)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年6月9日(火) 17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。